

第4章 地域福祉活動計画における施策と取組

基本目標1 地域福祉づくりへの主体的な市民参加

基本方針1(重点方針) 福祉に関する意識の醸成

■施策の方向性

より多くの市民が福祉への関心や理解を深め、お互いを思いやり、支え合う福祉の心を育んでいけるよう、学校や地域における福祉教育の充実や広報・啓発活動の充実等を通じて、福祉に関する意識の醸成を図ります。

■現状と課題

市民が性別や年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、お互いを理解・尊重し、助け合う地域の実現には、福祉に関する意識の醸成が必要です。

しかし、生活様式の変化や少子高齢化等により、地域におけるつながりが希薄化する中で、思いやりなどの精神を市民に浸透させていくためには、より福祉を身近に感じることができるよう内容の工夫や、手に取りやすい媒体等での啓発が必要です。

市社協ではこれまでに、学校における福祉教育、市民等に向けた広報・啓発を実施してきましたが、これらを引き続き実施し福祉への関心を高めることで、今後の福祉の担い手となり、活躍することが期待されます。また、学校における福祉教育は、子どもを通じて親や家族への啓発にもつながることから、より充実した内容にしていくことが重要です。

近年はSNSなど、新しいコミュニケーションや情報を得る手段が充実しており、市社協としても時代に即した対応が求められています。これまでの、広報紙やホームページによる情報発信だけでなく、さまざまな媒体を活用して、福祉を身近に感じられる広報に積極的に取り組んでいく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
学校における福祉教育の実施回数	年18回	年20回
福祉教育サポーターの人数(新規)	-	10人
講師連絡会の開催回数	年1回	年2回
講師連絡会の講師登録者数	6人	10人
市民等に向けた福祉啓発の実施回数	年2回	年3回
ホームページの月間平均アクセス件数	1900件	2700件
社会福祉大会の来場者数	新型コロナウイルス感染症の影響により一般来場者なし	150人
地域福祉活動計画に関する広報啓発回数	年1回	年2回

■取組

施策と主な事業

【施策】福祉教育活動及び広報啓発活動の充実

(1)福祉教育事業

実施項目	内 容	備考
①学校における福祉教育の実施	地域で、誰もが幸せに暮らしていくためには何をしたらいいか。ふだんの暮らしの中の生活課題を解決していくためにはどのようにすればいいか。生活課題から福祉課題に気づき、そのことをさまざまな人とともに考え、実際に行動するための力を育む福祉教育プログラムの実践を行います。また、講師とは別に、体験プログラムの補助員として、市民より福祉教育サポーターを募り、市民が福祉に関われる機会を増やします。	拡充
②講師連絡会の開催	地域で暮らす障がいのある方やボランティア団体に、福祉教育の講師としてご登録いただき、福祉教育活動の担い手として活躍していただきます。活動の充実を図るため、登録講師で構成される講師連絡会を開催するほか、登録講師の増員を図ります。	拡充
③福祉教育メニューの紹介	学校や地域住民等が、福祉教育を取り入れやすくするため、登録講師やプログラムの紹介、福祉教材の提供等について、明確化した福祉教育メニューを紹介していきます。	継続
④市民等に向けた福祉啓発の実施	子どもから高齢者まで、より多くの市民に福祉への関心や理解を深めていただくことを目的とした、誰もが参加しやすく、気軽に福祉を考えることができる催事の開催や広報啓発を行います。	継続
⑤心のバリアフリーの推進	高齢者、障がい者等の困難を自らの課題として認識し、心のバリアが取り除かれるよう、福祉教育事業や広報啓発事業の各取組を通じて、心のバリアフリーの推進に取り組みます。	継続

(2) 広報啓発事業

実施項目	内容	備考
①社協だより「はつらつ」の発行	市社協を知っていただく情報ツールとして、事業活動の紹介を行うとともに、市民や企業、各種団体などの福祉活動の取組を紹介するなど、市民とともに作り上げていく広報紙を目指します。また、関係機関との連携を図り、福祉情報の効果的な提供に努めます。	継続
②ホームページの運営	インターネットを通じて、福祉関係情報の収集、各種様式のダウンロードなどができるようにホームページを運営します。また、見やすく親しみやすいホームページになるよう、掲載内容を見直すほか、SNS等と連携させた情報を発信していきます。	拡充
③社会福祉大会の開催	社会福祉の発展に寄与された方々を表彰し、感謝の意を表すとともに、福祉意識の高揚を図ります。また、より多くの市民が福祉について考え、理解してもらうきっかけとなるように、福祉講演会も併せて実施していきます。	継続
④地域福祉活動計画の周知	第4次地域福祉計画と連携して、具体的に地域福祉活動に取り組む指針となる本計画の周知・啓発を図るため、概要版を作成し、住民及び福祉関係団体等へ配布します。また、各種講座等の開催時に、地域福祉活動計画に関係するアンケートを実施するなど、定期的に周知していきます。	継続

基本方針2 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

■施策の方向性

市民の誰もがボランティア活動に参加できるよう、相談や情報提供、講座の開催など、活動への発展基盤を整備し、ボランティア活動の振興を図ります。

■現状と課題

ボランティア活動は、身近な地域づくり、助け合い・支え合いの取組であり、活動を通じて多くの人が交流し、生きがいつくりにつながる機会にもなっています。

また、安全・安心で活力ある地域づくりを下支えする重要な位置づけにあるといえます。

三島市では、特定の目的をもって組織された機能的な団体としては、NPOをはじめとした市民活動団体があるほか、さまざまなボランティア活動が行われており、その中には自治会・町内会や地域に根付いた取組もみられ、地域福祉推進の一翼を担っています。

市社協では、ボランティアセンター事業を通じて、市民のボランティア活動への参加促進や活動支援を行うとともに、各団体の活躍の場の充実に取り組んでいます。

しかし、今後も増えることが予想されるボランティアのニーズに対し、ボランティア活動者の不足や高齢化から、活動の中止や規模の縮小がみられる中、各団体がどのような取組を進めているのか、ボランティア活動の内容をより周知するとともに、参加しやすい機会づくりを増やしていくなど、地域住民には、より身近な取組として理解していただく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値	目標値
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)
ボランティアグループ登録数	88団体	115団体
個人ボランティア登録数	119人	135人
ボランティア入門講座の受講者数	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年20人

■取組

施策と主な事業

【施策】ボランティア活動の振興

(1) ボランティアセンター事業

実施項目	内 容	備考
①ボランティア相談	相談窓口をボランティアセンター事業機能の一つとし、ボランティアに関する相談を広く受け止め、内容に応じてコーディネート機能、活動支援機能等につなぎ支援していきます。	拡充
②ボランティア登録	ボランティア（個人・グループ）に関する情報を整理し、効果的な情報発信やボランティアコーディネートなどに活用するため、ボランティア登録の受付を行います。	継続
③ボランティアコーディネート	ボランティアと求める側との関係調整及び目的の合致（寄付物品を含む）、福祉ニーズに応じた新たなボランティアグループの立ち上げなどを行います。また、ボランティア活動希望者が活動に結びつくように、新たな活動を開拓し、活動先のルートの確保に努めます。	拡充
④ボランティアグループ活動支援	グループの活動を紹介し、一緒に活動する仲間を募るほか、グループの内容に応じた講座等を開催し後継者を育成するなど、活動が存続するよう支援します。また、立ち上げ間もないグループが安定した活動に至るまでの間、事務局的な機能の補助を行うなど運営を支援します。	継続
⑤ボランティアグループ等事業費補助	地域福祉活動の向上に資するため、ボランティアグループや児童青少年健全育成団体が実施する公益性の高い事業について、その経費の一部を補助し、安定かつ円滑な実施が図られるよう支援します。	継続
⑥三島市ボランティア連絡協議会の運営	登録したボランティア（個人・グループ）の中で、相互の交流・連携を深めることに賛同した有志の集まりである、三島市ボランティア連絡協議会の事務局を担い、会員とともに市内のボランティア活動を推進します。	継続
⑦ボランティア入門講座の開催	仕事を退職した方、子育てが落ち着いた主婦の方、学生の方など、各世代が興味をもち、かつ参加しやすい内容の講座を市内各地で実施し、気軽にボランティア活動に参加できるきっかけづくりとして取り組みます。	継続
⑧ボランティア保険窓口業務	ボランティア活動中の事故によるケガや、損害賠償責任を補償するボランティア活動保険のほか、地域福祉活動等の行事における、主催者や参加者のケガ等を補償する、ボランティア行事用保険等の加入手続きに関する窓口業務を行います。	継続

(2)共同募金運動推進事業

実施項目	内 容	備考
①共同募金運動の展開	「寄付をする」という思いや行為が、地域福祉の推進に大きな役割を果たし、助け合い活動として循環していること、そして、この代表的仕組みが、共同募金運動であることの啓発を通して、市民の参加と理解を得ながら運動を展開し、ボランティアをはじめ、地域の福祉活動を支える民間財源の確保に努めます。	継続

基本方針3 住民一人ひとりが主役の健康づくりと生きがいづくり

■施策の方向性

高齢者をはじめとしたすべての市民が、いつまでも健康で元気に暮らし、社会や地域で活躍できるよう、健康づくり・生きがいづくりに取り組めます。

■現状と課題

市全体はもとより、地域を支える担い手の高齢化が進む中、ひとり暮らしの高齢者や夫婦だけで暮らしている高齢者も増加しており、国や市のサービスだけでは十分なサポートが難しくなることから、高齢者を支える側と支えられる側とに分けるのではなく、どちらの立場にも立って地域で暮らしていくことが求められています。

そのために必要なことは、いつまでも健康でいきいきと暮らしていけるよう、日頃から生活習慣病や認知症など、介護が必要になる前に取り組む健康づくりが大切です。

その中には就労やボランティアなど、社会や地域に関わり、役割を担うような生きがいづくりも含まれます。

市社協ではこれまで、老人福祉センター等における介護予防普及啓発事業や、障がい者スポーツ大会の参加支援、生活支援コーディネーターによる通いの場の支援などを通じて、健康づくりや社会参加の促進を図ることで、身近な場所で気軽に参加し、学べるような環境づくりに取り組んできました。

今後も、こうした取組を継続していくとともに、市内のどの地域においても、いきいきとした高齢者の姿がみられるような、取組の展開と拡充が求められます。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値	目標値
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)
居場所・サロンの登録数	40件	45件
世代間交流の支援件数	年8件	年15件
介護予防普及啓発事業実施回数	年8回	年50回

■取組

施策と主な事業

【施策】健康づくり・生きがいづくりを通じた社会参加促進

(1)地域福祉推進事業

実施項目	内 容	備考
①生活支援コーディネーター業務の推進	生活支援の担い手の養成、社会資源の発掘、新しいサービスの開発、福祉ネットワークの構築など、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していきます。	継続
②居場所・サロン支援	身近な地域の居場所づくりの立ち上げ・継続のアドバイス、居場所・サロン連絡会の開催、運営費の補助などを行うほか、活動状況を把握し、周知をもって地域住民の参加を促すなど、地域における顔の見える関係づくりや互助の振興を目的に、居場所・サロン活動の取組を推進していきます。	継続
③世代間交流の推進	身近な地域の居場所・サロンを中心に、子どもから高齢者まで、ふれあう機会が少ない者同士が文化、運動などを通じた交流活動を行い、世代を超えた地域ネットワークへと発展させていきます。	継続

(2)社会参加等促進事業

実施項目	内 容	備考
①介護予防普及啓発事業	地域包括支援センター等と連携した、西・東・南小学校生きがい教室と、老人福祉センターでの高齢者を対象とした健康づくり活動、寝たきり予防のための普及啓発を行います。(月1回)	継続
②障がい者スポーツ大会参加支援	障がい者のスポーツ活動の支援及び交流促進を図るため、三島市身体障害者福祉会や三島市手をつなぐ育成会の会員の皆様、関係する障がい者支援事業所に通う利用者の皆様の、障がい者スポーツ大会への参加支援を行います。	継続

基本目標2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

基本方針1(重点方針) 地域の担い手づくりとネットワークづくり

■施策の方向性

地域の状況や課題を把握する地域の担い手を育て、地域の課題解決に向けて各団体や機関等と連携して対応できるネットワークの構築に取り組みます。

■現状と課題

急速な高齢化の進行や、支援ニーズの多様化に伴い、福祉サービスや地域の活動を担う人材の不足は全国的な課題となっています。

また、人口は減少していますが、世帯数は増加傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。これにより、これまでは多世代で暮らすことで家庭内の問題を家族で解決したり、地域のネットワークを介して課題解決に取り組んできたことも、現在では、個人や親だけで悩みや不安、問題を抱えてしまう場面が増えてきています。

こうした問題を解決するためには、より身近な地域で助け合い・支え合える担い手の存在と顔の見える関係づくりが不可欠であり、さらに、把握した内容を専門機関や関係機関等と連携して、解決に向けて取り組んでいく体制づくりが重要になります。

■重要業績評価指標 (KPI)

項目	基準値	目標値
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)
地域支え合い会議の開催箇所	4箇所	5箇所
福祉の担い手等の養成者数	年5人	年15人
法人間連携による協働の取組件数(新規)	-	5件
居場所・サロンの登録数(再掲)	40件	45件
世代間交流の支援件数(再掲)	8件	15件
ボランティア入門講座の受講者数(再掲)	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年20人
地域福祉活動計画に関する広報啓発回数(再掲)	年1回	年2回

■取組

施策と主な事業

【施策】地域における互助の振興

(1)地域福祉推進事業

実施項目	内 容	備考
①福祉ニーズの把握	福祉ニーズに基づく活動を進めるため、地域住民の要望、福祉課題、社会資源等について、各種会議への出席やアンケート調査を用いて把握し、課題解決のための方法について調査・研究を行います。	継続
②地域支え合い会議の開催	地域住民とともに地域の課題を把握・共有し、解決に向けた話し合いを通して、地域における助け合い・支え合いの体制を構築していきます。	新規
③福祉の担い手等の養成	住民が主体となって地域福祉活動を進めていけるよう、福祉ニーズに基づいた、福祉の担い手養成に取り組みます。	継続
④法人間連携推進会議の開催	福祉課題等に対応した地域の福祉サービスの一層の充実が図られるよう、複数法人が参画するネットワークを構築し、当該参画法人がもつそれぞれの強みを活かすことを通じて、福祉課題等の解決に向けた協働による取組を推進していきます。	新規
⑤課題解決に向けた研究・開発及びモデル事業の実施	地域住民をはじめ、多様な機関と連携し、福祉課題等の解決に向けた研究・開発に努めるほか、モデル事業の実施を通して、地域課題の解決力の強化を図ります。	新規
⑥小地域ネットワーク活動の推進	身近な地域の居場所・サロン活動等から、支援が必要な人への声掛けや援助活動に発展していけるよう、小地域における支え合いのネットワークを構築していきます。	継続
⑦生活支援コーディネーター業務の推進	※再掲※（P60参照）	継続
⑧居場所・サロン支援	※再掲※（P60参照）	継続
⑨世代間交流の推進	※再掲※（P60参照）	継続

(2) ボランティアセンター事業

実施項目	内容	備考
①社会貢献に取り組む企業の発掘・支援	企業や地域社会などの垣根を越えた協働活動を通じて、企業・社会が相互理解を深め、より良い社会の実現、より良い社会貢献のあり方について考える機会を推進します。また、社会貢献に取り組む企業については、市社協の広報活動を通じて周知を図り、企業の社会貢献の取組を推進します。	継続
②ボランティア入門講座の開催	※再掲※ (P57参照)	継続

(3) 広報啓発事業

実施項目	内容	備考
①地域福祉活動計画の周知	※再掲※ (P55参照)	継続

基本方針2 地域でつながり暮らしと生きがいをともにする交流づくり

■施策の方向性

年齢や性別等を問わず、さまざまな人が集い、ともに過ごす場や機会の創出に向けた支援を実施します。

■現状と課題

地域の中で、住民同士が互いを知り、支え合う関係づくりを進めていくためには、地域活動やイベント、講演会等の学習の機会や地域の居場所などの交流の機会の充実を図り、参加者を増やしていくことが、そのきっかけづくりの第1歩となります。

また、高齢者の生きがいづくりや、市民の多様な経験とスキルを地域貢献につなげていく場という観点からも、参加・参画機会の充実は大きな役割をもちます。

市社協では、これまで年齢や性別、障がいの有無、国籍等を問わず、地域住民同士が交流する場や機会が継続的に拡大するよう、サロンの開催などの住民運営による居場所づくりを支援し、地域のつながりが深まるような仕掛けづくりに取り組んできました。

全国的に新型コロナウイルス感染症の影響により、こうした集いの場が開催できない状況が続いていますが、本来、人と人が会い、話をし、同じ経験をすることは、健康づくりや介護予防、生きがいづくりの観点からも大切な行為であることから、安全性に十分配慮した場の開催や機会づくりに向けた検討と調整を行い、引き続き、地域でのイベント開催や居場所づくりに取り組めます。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値	目標値
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)
居場所・サロンの登録数(再掲)	40件	45件
世代間交流の支援件数(再掲)	8件	15件
当事者組織の立ち上げ数	1件	2件

■取組

施策と主な事業

【施策】交流の機会の創出と充実

(1)地域福祉推進事業

実施項目	内容	備考
①居場所・サロン支援	※再掲※（P60参照）	継続
②世代間交流の推進	※再掲※（P60参照）	継続
③当事者組織の立ち上げ	各事業において把握した課題や寄せられる相談等から、悩みをもつ当事者が地域で孤立していないか、悩みを共有する場を必要としているのではないかなどのニーズを基に、当事者に係る関係機関と連携して、当事者同士がつながることのできる組織の立ち上げを支援していきます。	継続

基本方針3 強くてやさしい安全・安心な地域づくり

■施策の方向性

災害時の支援体制の整備や防犯活動の促進を通じて、有事の際でも地域で助け合いが行われるよう、安全・安心に暮らせる環境整備の推進に取り組みます。

■現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、災害時でも地域で助け合える環境や、犯罪の少ない環境が重要となります。

全国各地での甚大な自然災害の発生、振り込め詐欺などの高齢者や障がいのある方を狙った犯罪の増加により、地域住民の不安が増加するなど、地域における災害時の体制整備と防犯活動の恒常化が必要になってきています。

自然災害にどのように対処するのか、犯罪をどのように防ぐのか、日頃から市民一人ひとりが考え、地域での協働を意識できるように、引き続き災害時の支援体制の整備と防犯活動の促進に取り組んでいく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値	目標値
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)
災害ボランティアコーディネーター養成講座修了者数	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年30人
災害ボランティアコーディネーター登録者	25人	30人
災害ボランティア本部立ち上げ訓練参加者数	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	年60人

■取組

施策と主な事業

【施策】防災活動の確立と防犯活動の促進

(1) ボランティアセンター事業

実施項目	内 容	備考
①災害ボランティア本部立ち上げ訓練	行政と市社協が連携し、災害時のボランティア受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う災害ボランティア本部が、速やかに設置できるよう立ち上げ訓練を実施します。	継続
②災害ボランティア本部運営マニュアルの定期的な見直し	三島市地域防災計画に基づき、災害ボランティア本部の円滑な運営と、的確な被災者支援を図るために作成したマニュアル（令和元年度作成）について、行政及びボランティアとともに定期的に見直しを行います。	継続
③災害ボランティアコーディネーター活動支援	災害ボランティア本部の運営・コーディネートを担うこととなる、災害ボランティアコーディネーターへ技術指導等の支援を行います。	継続
④災害ボランティアコーディネーター養成講座	災害ボランティア希望者と被災者のニーズを結びつける災害ボランティアコーディネーターを養成し、市内における災害ボランティア受入体制の整備を図ります。	継続

(2) 地域防犯活動促進事業

実施項目	内 容	備考
①三島市老人福祉センター防犯教室	高齢者を狙った犯罪を未然に防ぐため、ひとりでも多くの高齢者へ注意を喚起するべく、三島市老人福祉センター利用者に向け防犯教室を開催し、防犯意識の普及、啓発に努めます。	継続
②社会を明るくする運動の支援	7月の強化月間を中心に、ポスターの掲示やキャンペーンへの参加などの推進に努めます。	継続
③更生保護サポートセンター活動の支援	保護司をはじめとする更生保護ボランティア等の相談援助活動の場を提供するとともに、活動に関する啓発及び支援を行います。	新規

基本目標3 総合的で包括的な支援体制の整備

基本方針1(重点方針) 分野を横断した相談支援体制づくり

■施策の方向性

地域で複雑な困りごとや悩みごとを抱える個人や家族に対して、相談しやすい環境と適切な関係機関等につなげる連携体制を整えるなど、分野を横断した相談支援体制づくりに取り組みます。

■現状と課題

生活困窮の課題を抱える世帯では、障がいやひとり親家庭など、その原因となるさまざまな課題を複合的に抱えているケースが多く、自身の悩みや課題を誰にも相談できず、社会的に孤立してしまうケースが懸念されます。

こうした、生活において困難を抱える人たちに対しての経済的・物質的支援の充実が求められています。

また、ライフスタイルの多様化やライフステージの移行に伴い、既存の制度では対応が困難、あるいは、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要と考えられる、いわゆる「制度の狭間」への対応が、全国的に課題となっています。

このことから、「誰一人取り残さない」セーフティネットの強化を図るため、権利擁護の取組を推進するとともに、現行の制度では対応が難しいケースに対して、柔軟に対応するための連携体制や相談支援体制の強化が求められています。

市社協では、福祉サービスの利用をはじめ、行政や三島市生活支援センターと連携した経済的困窮者への支援を行うとともに、生活に関する悩みごとや困りごと、複雑・多様化する福祉ニーズについて気軽に相談できるよう、職員のスキルアップや福祉総合相談事業の充実、さらには、成年後見支援センターの運営を受託し、権利擁護に係る相談の充実も図っています。

今後も、こうした地域における個々の複雑な悩みや困りごとは増えていくことが考えられることから、相談体制のさらなる充実と関係機関との密接な連携体制の整備を図り、地域の福祉の中核機関としての機能を強化していく必要があります。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値 令和2年(2020年)	目標値 令和7年(2025年)
相談対応職員の研修受講回数	年2回	年3回
生活支援員活動者数	8人	13人
法人後見支援員活動者数	10人	15人
市民後見人養成研修受講者数	年8人	年10人
市民後見人活動者数	1人	5人
居場所・サロンの登録数(再掲)	40件	45件
当事者組織の立ち上げ数(再掲)	1件	2件

■取組

施策と主な事業

【施策】相談体制の充実と権利擁護等に関する事業の推進

(1)福祉総合相談事業

実施項目	内容	備考
①福祉総合相談	個人や家族の方からの相談に対応するほか、地域のさまざまな団体・組織からの、福祉・生活に関わるあらゆる相談を受け止め、市社協がもつ各種ツールにつながるほか、行政や関係機関、地域の居場所などと連携して、さらなる総合的かつ包括的な支援となるような相談・援助を進めます。	拡充
②ボランティア相談	※再掲※（P57参照）	拡充

(2)権利擁護事業

実施項目	内容	備考
①日常生活自立支援事業の実施	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、市社協職員である「専門員」と、専門研修を受けた「生活支援員」が福祉サービスの利用援助等を行います。	継続
②生活支援員の確保	今後の需要増加に対応できるよう「生活支援員」の養成を行い、生活支援員の確保に努めます。	継続
③法人後見事業の実施	法人として成年後見人等を受任し、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、財産管理及び身上監護に関する契約など、法律行為全般を行います。また、市民後見人の後見業務を監督する後見監督人も行います。	新規
④法人後見支援員の確保	後見業務の新たな担い手である市民後見人の誕生を目指し、市民後見人養成研修修了者を対象に、市社協が行う法人後見の支援員として活動してもらいます。	新規
⑤成年後見支援センターの運営	成年後見制度の利用促進を目的に、成年後見支援センターを運営します。関係機関による連携ネットワークを構築し、円滑かつ適切な権利擁護支援を行うための体制づくりに取り組みます。	新規
⑥成年後見制度に関する相談窓口の設置	相談しやすい環境を整備するために、成年後見支援センター職員が対応する一般相談窓口と、弁護士と司法書士の法律職が対応する専門相談窓口を設置します。	新規
⑦市民後見人養成講座の開催	市民感覚を活かしたきめ細かな後見活動と、地域における支え合い活動に、主体的に参画する人材を育成するため、市民後見人養成講座を開催します。	新規

(3)セーフティネット事業

実施項目	内容	備考
①生活福祉資金貸付の実施	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援します。	継続
②生活一時扶助金の実施	生活保護に至らず、生活福祉資金の貸付条件も満たさないものの、手持ち金がなく、また、解雇・病気等の理由により、給料日や年金支給日等までに生計の維持が困難となった場合のつなぎ生活費として、年1回10,000円を限度に扶助します。	継続
③食糧支援の実施	生活困窮者等に対して、フードバンクふじのくにより取り寄せた食糧や、市民から寄付していただいた食糧等を提供して支援します。自立支援につながるよう、2週間ごとの相談援助日を設け、生活状況をうかがいながら提供していきます。	継続
④歳末見舞金の贈呈	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、市民から寄せられた歳末たすけあい募金を活用し見舞金の贈呈を通して支援します。	継続

(4)地域福祉推進事業

実施項目	内容	備考
①居場所・サロン支援	※再掲※ (P60参照)	継続
②小地域ネットワーク活動の推進	※再掲※ (P62参照)	継続
③当事者組織の立ち上げ	※再掲※ (P65参照)	継続

基本方針2 安心して暮らし続けることができる思いやりのあるまちづくり

■施策の方向性

同じ地域に住む高齢者や障がいのある方が、どのようなことに困っていて、外出時等にどんな制約があるのかを知り、その支援と配慮をもって、誰もが安心して気持ちよく暮らし続けることができる、思いやりのあるまちづくりを推進します。

■現状と課題

現在、駅や建築物などのハード面のバリアフリーが進み、道路には視覚障害者用誘導ブロックや音響信号、また、電車には液晶モニターによる文字情報、各建築物にはエレベーターやだれでもトイレなど、さまざまな設備が設置されるようになりました。しかし、これらのハード面のバリアフリーが進んだだけでは十分でなく、同じまちを利用する誰もが、高齢者や障がいのある方と同じ目線に立ち、どのようなことに困っていて、バリアフリー化された施設や設備をどのように利用されているかを理解することが大切です。

誰もが安心して気持ちよく暮らし続けることができる、思いやりのあるまちづくりには、同じ地域に住む誰をも隣人として理解し、自分にできることや地域でできることなどを考えて支え合う、心のバリアフリーについて考え取り組んでいくことが重要です。

■重要業績評価指標(KPI)

項目	基準値	目標値
	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)
学校における福祉教育の実施回数(再掲)	年18回	年20回
市民等に向けた福祉啓発の実施回数(再掲)	年2回	年3回

■取組

施策と主な事業

【施策】心のバリアフリーの推進

(1)福祉教育事業

実施項目	内 容	備考
①学校における福祉教育の実施	※再掲※ (P54参照)	拡充
②市民等に向けた福祉啓発の実施	※再掲※ (P54参照)	継続
③心のバリアフリーの推進	※再掲※ (P54参照)	継続

(2)福祉車両・車いす貸出事業

実施項目	内 容	備考
①福祉車両・車いすの貸出し	車いす利用者の社会参加及び外出支援のため、福祉車両の貸出し、車いすの短期貸出しを実施し、移動に支障のある市民への支援を行います。	継続